# 平成 30 年度 第四期 一級/二級/木造建築士定期講習

平成20年11月28日に施行された建築士法の規定により、建築士事務所に所属する一級建築士、二級建築士又は木造建築士は、3年毎に国土交通大臣の登録を受けた登録講習機関が行う、一級建築士定期講習、二級建築士定期講習又は木造建築士定期講習(以下「建築士定期講習」という)を受けることが義務付けられています。

なお、施行日以降に建築士試験に合格した方で建築士事務所に所属した建築士の方は、その合格日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して3年以内に建築士定期講習を受講すればよいこととなります。

建築士事務所に所属する建築士(管理建築士を含む。)のうち、次に該当する方は、平成30年度中に建築士定期講習を修了することが必要です。

- ・ 平成 27 年度に建築士定期講習を修了した方
- ・ <u>平成 27 年度以前の建築士試験(平成 27 年度の建築士試験を含む。)に合格した方で、建築士定期講習をまだ受講していな</u> い方

### ■申込書の配布

- (1)期間 平成30年11月19日(月)~平成31年1月23日(水)(ただし、土曜日、日曜日、祝日は除く。) 午前9時00分~午後5時00分
- (2)場所 (一社)和歌山県建築士会 (〒640-8045 和歌山県和歌山市ト半町 38 建築士会館 1 階)

【申込書は(公財)建築技術教育普及センターHP(http://www.jaeic.or.jp/)からダウンロードすることもできます。】 【郵送配布を希望する場合には、1 部につき 140 円切手と宛名ラベルを同封し、上記、建築士会までお送り下さい。】

# ■受講申込書の受付

- (1)期間 平成30年11月26日(月)~平成31年1月23日(水)(ただし、土曜日、日曜日、祝日は除く。) 午前9時00分~午後5時00分
- (2)場所 (一社)和歌山県建築士会

(〒640-8045 和歌山県和歌山市卜半町38 建築士会館 1階)

申込方法:直接持参または簡易書留で上記の場所までお送り下さい。なお郵送申込みの場合、受講票を返送するため、 宛先明記された 82 円切手付き封筒も同封して下さい。郵送受付けは 2 月 16 日までに着いたものに限り受付けをしま す。

■受講手数料 12,960円(消費税、テキスト代を含む)会場コード及び講習日・講習会場

会場コード	講習日	講習会場
5F-03	平成31年2月7日(木)	和歌山県自治会館

#### ■講習の構成

- 1. 講習は、テキストを使用した1日の講義(5時間)と修了考査(1時間)の構成により実施します。
- 2. 講義の一部でも欠席した場合は、修了考査を受けることができません。
- ■修了者の発表平成31年3月末を予定
- ■問い合せ先

一般社団法人和歌山県建築士会TEL 073(423)2562公益財団法人建築技術教育普及センターTEL 03(6261)3310(代表)

※講習会案内は建築士事務所に所属するすべての建築士の方に周知するため、県下の建築士事務所に送付しております。 そのため、今年度に既に受講している方や受講対象外の方にも講習会案内を送付していますのでご了承下さい。

#### 和歌山県建築士定期講習受講申込受付会場並びに講習日及び講習会場案内等

- 1. 受講申込受付会場案内
  - (1) 会場名 和歌山県建築士会館 1階 (一社)和歌山県建築士会 事務局
  - (2) 住 所 和歌山市卜半町38番地
  - (3) 案内図



# 2. 講習日及び講習会場案内等

(1) 講習日及び講習会場

会場コード	講習日	講習会場名	担当団体	定 員
5F-03	平成31年2月7日(木)	和歌山県自治会館	(一社)和歌山県建築士会	100名

#### (2) 講習会場案内図



#### (3) 講習の時間割

項目		時間	内 容		
受付開始		9:00~ 9:20	・講習会場への入場及びテキストの配布等		
受講説明		9:20~ 9:25	•講習概要の説明、注意事項の説明		
講義		9:25~11:35	・建築物の建築に関する法令に関する科目 途	建築に関する法令に関する科目 途中休憩10分	
休 憩 11:35~12:25		11:35~12:25			
講義		12:25~15:35	・建築物の建築に関する法令に関する科目 ・設計及び工事監理に関する科目 途中休憩10分		
修了考查	一級	15:50~16:50	・建築物の建築に関する法令に関する科目	40問	
	建築士		・設計及び工事監理に関する科目	正誤方式	
	二級		・建築物の建築に関する法令に関する科目 ・建築物(法3条に規定する建築物を除く。)の設計	35問	
	建築士		及び工事監理に関する科目	正誤方式	
	木造		・木造建築物の建築に関する法令に関する科目 ・建築物(法3条及び3条の2に規定する建築物を除	30問	
	建築士		く)の設計及び工事監理に関する科目	正誤方式	

※講習会案内は建築士事務所に所属するすべての建築士の方に周知するため、県下の建築士事務所に送付しております。 そのため、既に受講している方や、今年度の受講対象外の方にも講習会案内を送付していることをご了承下さい。